

# 令和6年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会議事録

令和7年1月27日(月)

香川労働局第1会議室

出席者            公益側            青木、春日川、和田  
                     労働者側        上田、西尾、三屋  
                     委託者側        白石、棚次、村井

- 議 題    (1)    部会長代理の指名について  
          (2)    「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」等について  
          (3)    香川県内の手袋・ソックスカパー製造業における家内労働  
                     の現状等について  
          (4)    その他

## ○賃金室長

それでは定刻より5分程早いのですが、委員の皆様お揃いですので、ただいまから、令和6年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日はすべての委員が出席されておりますので、地方労働審議会令第8条第3項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

最初に部会委員の交代がありましたのでご紹介いたします。

公益代表委員の柴田委員に代わりまして、後任に春日川委員が指名されております。春日川委員、よろしく願いいたします。

## ○春日川委員

よろしく願いいたします。

## ○賃金室長

昨年度ご就任いただいた各委員のご紹介につきましては、家内労働部会の委員名簿資料No.1の配付をもって代えさせていただきます。

なお、任期につきましては、令和7年9月30日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局につきましては、昨年4月の異動で、労働基準部長の西原、賃金指導官の三津、専門監督官の田淵、賃金室長の私、西田が着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に西原労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

## ○労働基準部長

労働基準部長の西原でございます。本日は、たいへんお忙しい中、香川地方労働審議会家内労働部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より労働行政の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことにつきましても、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

さて、家内労働の現状としましては、家内労働者に業務を委託する委託者数は、家内労働法が制定された昭和45年に全国で約11万3千だったものが、その後減少を続け、令和5年には7千を切っている状況です。

また、全国の家内労働者数は、昭和48年の約184万人をピークとして、その後減少し、令和5年には約9万4千人にまで減少しているところです。

香川県で唯一設定されております「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」の適用のある家内労働者数につきましても、平成17年の168人だったものが令和6年の44人と減少しているところです。

この家内労働部会は、「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」の今後のあり方について審議していただくため、平成31年に第1回目の会議を開催して以降、検討を進めていただいているところです。

後ほど担当からご説明いたしますが、本年度は、香川県手袋・ソックス

カバ－製造業最低工賃の見直しの年度となっており、昨年 11 月に行った実態調査の結果等を踏まえ、当該最低工賃の改正、廃止等のご審議をいただきたく存じます。是非、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○賃金室長

着座にて説明させていただきます。

続きまして、本日の資料のご確認をお願いします。

会議次第、資料目次がございまして、

資料 No. 1 香川地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

資料 No. 2 地方労働審議会令

資料 No. 3 地方労働審議会令における整理

資料 No. 4 香川地方労働審議会運営規程

資料 No. 5 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程

資料 No. 6 香川県手袋・ソックスカバ－製造業最低工賃のお知らせ

資料 No. 7 香川県最低工賃改正経過

資料 No. 8 第14次最低工賃新設・改正計画の実施について

資料 No. 9 手袋・ソックスカバ－製造業最低工賃審議に係る日程

資料 No. 10 令和3年度 香川県手袋・ソックスカバ－製造業家内労働実態調査結果

資料 No. 11 令和6年度 香川県手袋・ソックスカバ－製造業家内労働実態調査結果

資料 No. 12 手袋・ソックスカバ－製造業家内労働実態調査票  
(委託者用)

資料 No. 13 家内労働のしおり(令和6年度版)

そのほかに

別途配付資料〔非公開〕

でございます。不足等はございませんか。

○賃金室長

それでは、昨年度に引き続き、青木部会長、議事の進行をお願いいたします。

○青木部会長

皆さん、こんにちは。

それでは、家内労働部会を始めさせていただきます。

議題（１）の「部会長代理の指名について」です。

資料No.2の3ページになります。地方労働審議会令第6条第6項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

昨年度部会長代理に指名しました柴田委員が辞任されましたので、今回、新たな部会長代理を指名いたします。和田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○青木部会長

異議なしということでよろしいでしょうか。

それでは、和田部会長代理、一言ご挨拶をお願いいたします。

○和田部会長代理

ただいま部会長代理にご指名いただきました和田でございます。

円滑な議事進行に努め、部会長を支えるよう尽力してまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○青木部会長

ありがとうございました。

それでは、議題（２）の「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程等について」に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい。資料No.5、11ページの「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」をご覧ください。

これは、部会の議事運営について定めたものでございます。第2条には会議の招集について、第3条には委員の欠席が規定されており、次のページの第5条には、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されております。

また、第6条の第2項には、「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と、そして、第3項に「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。」と規定されております。

当部会のこれまでの取り扱いは、これらの規定を踏まえ、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっております。

次に、第7条には、「部会長は、家内労働部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会会長に報告しなければならない。ただし、部会長が審議会の委員である場合は、この限りでない。」と規定されております。

家内労働部会の議決につきましては、資料No.4の香川地方労働審議会運営規程第10条、8ページに「部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」とされております。当部会の青木部会長は香川地方労働審議会の委員であり会長ですので、当部会の議決をもって香川地方労働審議会の議決となり、その都度、審議会会長への報告も必要はないということになります。

本日の会議、議事録及び会議資料につきましては、ただいまご説明しましたとおり原則として公開とすることになりますが、会議資料とは別に、別途配付資料として配付しております資料につきましては、過去の家内労働部会で非公開とすることにしていました資料ですので、これに関する説明等を含めて非公開とし、議事録においても非公開とさせていただいてよろしいか、ご承認いただきたいと思っております。

○青木部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○青木部会長

よろしいでしょうか。

それでは、「別途配付資料」とその関係の説明、議事録等につきましては非公開とし、それ以外の資料等は公開とすることにします。

続きまして、議題(3)の「香川県内の手袋・ソックスカバー製造業における家内労働の現状等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

本年度は、最低工賃の見直しを行っていただく年度ですので、その関係を中心に説明させていただきます。

資料No.6、15 ページをご覧ください。

現在、香川県では、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃が設定されています。この最低工賃は、現在は第14次計画期間中となりますが、「最低工賃新設・改正計画」に基づいて、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行うこととなっております。

過去の見直しの状況ですが、資料No.7、17 ページをご覧ください。

平成21年3月に改正後は、平成23年度、26年度、29年度、令和3年度と4回連続して、改正諮問見送りとなっております。本年度は、第14次3か年計画の最終年度となり、最低工賃の見直しの年度となっております。

このため、昨年2月6日に家内労働部会を開催し、令和6年度の実態調査の内容などについてご審議いただきました。

その結果、前回の調査結果と比較するには調査項目を変えないほうがよいと思われること等から、調査は前回の令和3年度と同様の実施要領により、前回と同様の調査票を用いて実施することを決めていただきました。

そして、本日の家内労働部会におきましては、後ほど説明いたします昨年11月に実施した実態調査の結果等を踏まえ、改正諮問、諮問見送り、廃止などについてご審議いただくこととなります。

また、その結果については本年3月10日開催予定の令和6年度第2回香川地方労働審議会に報告させていただきたいと考えております。

以上が、これまでの経過の概要、本年度の家内労働部会の目的となります。

それでは、昨年11月に実施した家内労働実態調査結果についてご説明いたします。

資料No.11、31ページの「令和6年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査結果」をご覧ください。

まず、33ページの「調査の概要」でございます。

1の調査の目的ですが、この家内労働実態調査は、「香川県手袋・ソック

スカパー製造業最低工賃」改正等の審議のための基礎資料として、香川県における手袋・ソックスカパー製造の業務に従事する家内労働者の工賃額等の実態を把握することを目的としています。

2の調査の範囲ですが、香川県の全域で、靴下製造業、手袋製造業、他に分類されない繊維製品製造業（ウエイスト手袋・防災用手袋製造業等）、革製手袋製造業の事業を営む委託者のうち、手袋、ソックスカパー製造に係る縫製、仕上げ、縁飾りの業務を家内労働者に委託している委託者を対象に調査しています。

3の調査対象期間は、令和6年9月分です。ただし、調査事項の一部である業務量の変動と家内労働者数の増減につきましては、令和5年9月及び令和6年9月を対象としています。

4の調査方法ですが、通信調査を基本としたものの、今回、ほとんどの委託者に対して電話により内容を確認させていただいております。

5の調査対象委託者数ですが、調査票を送付する時点で上記2として把握した37委託者となります。この37委託者の回答をまとめたものが、6の調査集計状況となります。

最低工賃適用の家内労働者がいるのは7業者、家内労働者はいるけれど最低工賃適用の家内労働者はいないのが20業者、委託をしていないのが8業者、調査対象の産業等ではなかったのが1業者、廃止したのが1業者でした。すなわち、家内労働の委託がある業者が27業者となります。

次に、35ページの第1表をご覧ください。

こちらは、委託者数、委託事業場における常用労働者数、家内労働者数、最低工賃適用家内労働者数を表やグラフで表したものです。

家内労働者数につきましては、平成17年に657人であったものが、前回の令和3年の調査では456人、今回の令和6年の調査では339人と、令和3年から117人、率にして25.66%減少しております。また、最低工賃が適用される家内労働者数につきましては、平成17年に168人であったものが、その後徐々に減少しており、前回の令和3年の調査では50人、今回の調査では44人となっています。



したがいまして、家内労働者に占める最低工賃適用家内労働者数の割合は 12.98%と 1 割を超えており、実効性が失われたと判断する 1 割未満には至っていない状況となっております。

ここで、資料は 「別途配付資料 参考」をご覧ください。

〔別途配布資料の説明のため非公開〕

続きまして、36 ページに戻っていただき、第 2 表と第 3 表です。

第 2 表は委託量の変動、第 3 表は家内労働者数の増減でございます。どちらも令和 5 年と令和 6 年を比較したものでありまして、最低工賃適用の家内労働者がいる 7 委託者からの回答を取りまとめたものとなります。

委託量、家内労働者数ともに、「増えた」と回答した委託者はいませんでした。委託量が「減った」と回答したのは 1 委託者で、減少率は 5.0%でした。家内労働者数が「減った」と回答したのも 1 委託者で、減少数は 4 人でした。

それから、昨年度の家内労働部会において、令和 6 年度の実態調査の際に併せて最低工賃が適用される家内労働者への聞き取りができるののではないかとご説明していた件につきまして、12 月にその可否を確認しましたところ、可能性のあった 2 社のうち 1 社は多忙を理由に断られ、もう 1 社は聞き取りにご協力いただける家内労働者をご紹介いただいたのですが、最低工賃が適用される家内労働者ではありませんでしたので、今回、最低工賃が適用される家内労働者からの事情聴取としてご紹介できるものはありません。

それから、参考として、全国の最低工賃の廃止状況についてですが、過去 10 年間で見ますと、13 以上の最低工賃が廃止になっております。該当局に確認しましたところ、廃止した時の家内労働者数は多いところで 53 人、少ないところではゼロ人ということでした。

また、その廃止が何回目の家内労働部会等で取りまとめられたかといいますと、北海道局を除いては初回でまとまったとのことでした。その北海道局では令和 2 年度の 2 社 30 人弱で見送りとなりましたが、令和 5 年度の 1 社 7 人で廃止したとのことでした。

廃止決定時の家内労働者数は、近年、人数が少なくなる傾向がありまして、令和4年度以降で見ますと、令和6年5月25日付けで廃止となった山口県和服裁縫業は10社19人、令和6年4月23日付けで廃止となった長崎県和服裁縫業は9社18人、令和6年4月16日付けで廃止となった北海道男子既製服製造業は1社7人、令和4年4月17日付けで廃止となった宮崎県婦人既製洋服製造業は1社10人という状態で、それぞれ廃止決定となっています。それまでに、長いもので20年以上、短くても15年は最低工賃の改正見送りとなっていました。

最低工賃の廃止関係は以上です。

最後に、ソックスカバー製造業最低工賃ですが、こちらにつきましては、過去からすでに該当する委託者がいないため、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。

○青木部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。資料の数字や見方などよろしいでしょうか。

(意見等なし)

○賃金室長

事務局から少しお話をさせていただきます。

厚生労働省からは、適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃は、今後のあり方を検討した上で、廃止することも検討するところとされているところで

す。今回実態調査をさせていただき、最低工賃適用の家内労働者が44人と前回の令和3年度の調査より6人減少していることが確認されました。

令和2年度の家内労働部会において、「家内労働者全体における最低工賃

が適用される家内労働者が1割を切るとなると、最低工賃の実効性に関わる大きな問題として「廃止などを検討することも示されていきました。ただ、今回の調査結果は、1割を切っていません。12.98%です。もう少し今後の状況を踏まえた方がいいのではないかと思うところもあります。

その一方で、令和3年度の家内労働部会において、とある委員から、この1割という基準は全国的、統一的な見解というわけではないと思われるので、この基準を家内労働部会として採るべきかどうかを検討してはどうかという意見も出されておりました。

令和3年度の家内労働部会においては、事務局からの提案により、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃について、いったん「改正諮問見送り」とさせていただいた上で、改めて3年後に実態調査を行い、この最低工賃をどうするか、皆様にご議論いただくことをご了承いただいております。

今回も、調査の結果、家内労働者全体における最低工賃が適用される家内労働者の割合が1割を切っていないことから、令和3年度と同様に、いったん「改正諮問見送り」とさせていただいた上で、改めて3年後に実態調査を行い、見直しを議論していただくことにするか、あるいは、この1割という基準に必ずしも捉われない新しい基準、目安を設けて、次回調査においてそれに該当する場合は、廃止することも含めて検討していただくことにするのか、そういったことについてご審議いただきたいと考えています。

#### ○青木部会長

ありがとうございます。以上、今事務局から説明があったことは、これまで1割という基準で考えてきましたので、今回は1割を切っていないという現状で、これまでの経緯から廃止というのは難しいであろうということです。しかし、今回新しい基準を作って、次回、その新しい基準に基づき廃止の検討をするかどうかということをお話しいただければ、ということであったかと思えます。その新しい基準をつくるかどうか、作ると

したらどういう基準かということをお場で審議できればと思いますがいかがでしょうか。

#### ○上田委員

すいません。不勉強で申し訳ないのですが、もし廃止した場合の家内労働者の方への影響とかメリット、デメリットというのがよくわからなくて判断ができないのですが、どういったものがあるのでしょうか。

#### ○賃金室長

家内労働者全体の意見ではないのですが、過去の家内労働部会の議事録を見ますと、令和2年度に1名家内労働者の方から事情聴取ができて、その人の意見としては影響ないということでした。

委託者の方のお話では、家内労働者の方が行っている作業は技術がないとできないとのことですので、技術料というプレミアがあり、それに見合った金額でなければ契約が成立しないということかと思います。

私は委託業者ではないので、今申し上げたことが適切かどうか判断しかねる部分もありますが、委託業者の話では技術的なものに基づいて委託しているとのこと、工賃額は相応の水準になるかと思います。最低工賃が廃止されたときに、プラス面、マイナス面ということで、マイナス面も可能性としてはあると思いますが、今申し上げたように、そんなに影響はないのではないかと私自身は思っておりますが、委託者の方のご意見も伺えたらと思います。

#### ○西尾委員

よろしいですか。セーフティーネットという面を考えると、1割だからどうするのかなかなか判断がつきにくいと思いますが、立場が違う方から意見をいただきながら判断できたらと思います。

今実効性がないとか、もっと高い水準で契約されているということがあられるかもしれませんが、個人的にはセーフティーネットであるなら、事務方

は大変だと思いますけど、残すというのものなしではないと思います。

最低賃金が徐々に上がっている背景を考えると、この分野についても底上げすべきではないかというふうに思います。

ただ、対象者が少ないとかいうのがよくわからないので、先ほど各地方で1社7人とか1社10人とかで廃止したと説明がありましたが、廃止した後問題があったとか、廃止した後の実態がどうなのか教えていただきたいと思います。

#### ○賃金室長

直近10年間で廃止された都道府県労働局に電話で聞いたのですが、特に最低工賃を廃止したことにより、セーフティーネットの役割がなくなったことで、実害的なものがあったかどうかについては、事例としては把握していないということでした。

国の委託事業で家内労働者に業務を委託している委託事業者を回るということも行っておりますので、そのようなときに把握できるということもあるかと思えますし、労働局では実態調査も行っておりますので、問題があった場合はある程度把握できるのではないかと思います。

最低工賃を下回る工賃での支払いとなっていた場合、所轄の労働基準監督署に申告することができますので、申告できたものが、最低工賃が廃止されると申告できなくなるということで、表面化しづらい部分もありますし、仮に監督署に相談したとしても、最低工賃の設定がない場合、監督署から指導ができないというマイナス面も考えられます。

廃止した労働局に聞いた限りでは、そのようなマイナス面のお話はなかったのですが、把握できていないのか、実際そのような問題がないのかまでは確認ができておりません。

#### ○青木部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。今、西尾委員からセーフティーネットだから適用者の人数にかかわらず残せばいいとい

う意見も一方であり、また、その運用コストというものも考えて実効性の観点からどこかで線引きをするということもあろうかと思えます。

幅広い意見がある中で他県はどうしているのかということも参考にしながら決めたらいいかと思えます。今お伺いした中で、限られた情報ですが県の規模とある程度関係はあるのかなと思えます。香川県と同じくらいの100万人前後の人口のところは、富山、佐賀、私が知っている範囲で宮崎は適用家内労働者が0から10人くらい。北海道は人口500万人を超えますが、適用労働者7人まで我慢したということですね。静岡、愛知なども廃止しているようですが、人口の規模が香川とは異なります。そのあたりを見据えて新しい基準をここで作るかどうかですね。いかがでしょうか。

#### ○労働基準部長

ちょっと補足させていただきます。香川県においては適用家内労働者が1割を切ったら廃止の検討に入る基準にするということで、1割を切ったら廃止にするというものではありません。あくまで、そういう検討に入る基準をどうしようかというところでございます。今回の調査においては、母数の家内労働者数が減っていることもあり、1割を切っていないので、その検討はできないのですが、もちろん1割を切っても廃止しないということもありえます。

その廃止をするための検討に入る基準について、香川のローカルルールである1割だと最低工賃適用者の人数が少ない場合でも検討に入ることができないケースがあるので、割合ではなく、例えば30人以下とか20人以下とか具体的な人数で検討できないかと事務局は考えているところです。最低工賃が必要であるとなれば廃止は検討しなくてもよいのですが、全国では100人以下で廃止の検討ができるとしており、香川として検討に入るきっかけの基準を現状は1割としているということでございます。

#### ○青木部会長

ありがとうございます。より正確な解説をいただきました。廃止の検討

に入る基準ということですね。廃止する基準ではない。今回の実態調査の結果、1割以上だったので、廃止の検討にも入れないということですね。廃止の検討に入る基準をどうするのかということです。

○西尾委員

廃止されたところが実際に何件かあったと言われたと思いますが、そこは100人を切ったから廃止したのか、それとも、別の基準があって例えば1割や1割5分を切ったからみたいな地方によって基準はあったのでしょうか。

○賃金室長

基準はないのですが、各県において経過をみて事務局が提案したと思います。先ほども申し上げたように、基本的に1回目の家内労働部会で廃止としています。事務局のほうもどうしようかと検討している中で、ケースバイケースだと思いますが、これぐらいの適用者数になっているので、家内労働部会に諮って、通ったということだと思います。香川につきましても、最低工賃適用率1割というのが目安としてあるので、そういったものが他の県にもあるかどうか聞いたところ、本省が基準を設けている以上、正式な基準はないですし、実態的な基準というのもケースバイケースという話でしたので、公式に回答できる基準はないということでした。

○西尾委員

全国的に100人というのがあるって、香川はそこに1割みたいなのがあって、香川は珍しいという認識でよろしいのでしょうか。議論の俎上には関係ないのかもしれませんが。

○賃金室長

本省が基準を設けている以上、各県においては公式的な基準はないという回答でした。

〔別途配布資料に関する内容のため非公開〕

○青木部会長

ありがとうございます。調査項目について変更の余地はございますか。

○労働基準部長

調査票は香川労働局で作成したもののなので、家内労働部会で分布状況もわかるような調査をすると決めていただければ調査することは可能です。

○青木部会長

いざ廃止を決めるということになった時には、より正確なデータがあったほうがないよりはいいということが一般的には言えますので、この人数まで加えておくということはいかがでしょうか。

○労働基準部長

例えば家内労働者が、5人いたときに、最低が2人なのか4人なのか、その割合が知りたいということですよ。

そこは行政の聞き方でなんとかわかるのかなと思いますので、項目としてはできるようにしたいと思います。

割合がわかったところで、先ほどの話に戻ると、1割を切っていないと審議もできないというところであれば、その基準も含めて今回、その時の状況に応じて廃止を決められるということができるようになるように1割というローカルルール的なものを見直せばなと考えております。

○三屋委員

ひとつよろしいですか。昨年もお聞きしていたら申し訳ないのですが、モノづくり、手袋の産業の環境をちょっと認識したいなと思います。

手袋は手作業でしか作れないものなのではないでしょうか。あるいは機械化が難



しいような製品を作ってもらってるから手作業でしか作れないというものなんでしょうか。機械化には至っていないから人の手で作っているということでしょうか。

○賃金室長

手作業ですね。もちろんミシンは使用すると思いますが、手作業です。

○棚次委員

補足しますが、産業革命じゃないですけど、昭和からこの業界は機械化が導入できない縫製業です。ニット製品であれば自動編み機とかで機械化ができるのですが、繊維の縫製とか皮革の縫製のほとんどは手作業です。

業界以外の方が参入できないし、業界内でしかやってない、本当にニッチな産業になっています。今技術を持っておられる方が年々1歳ずつ年を取っていかれて高齢者になって後継者が育っていないという形になっています。

○三屋委員

技術を持った方は、失礼かもしれませんが、高齢者が多いのだろうなと思っておりました。2つ目に聞いたかったのは、この業界について近未来を考えたとき、産業として10年、20年先の将来をどのように見ているのでしょうか。

○棚次委員

地場産業として残すために、各社が今若返りを図っています。日本人の社員の募集をかけて、内部でやること、内製化を考えております。外注でできないから、内部にもってくるということです。

それから余談ですが、外国人の研修生とか実習生については育成の就労制度の問題もありますし、私どもの業界はほとんどの会社が海外に工場を持っているので、研修生に工場内で練習をさせていく形をとっています。

とりあえず、若手の人をはめないことには産業としてなかなか残っていけないというのが現状です。

○三屋委員

裏返して解釈すれば、今委託している方々がいないと困りますよね。その方々に対する工賃を下げるという思考に至らないと思うのですが。

○棚次委員

冒頭のお話ですけど、外注さんとの話し合いの中で、技術的な問題、数の問題、数が多い時も少ない時もありますし、納期的な問題などがあるので、工賃については多分、ケースバイケースで決めているのがほとんどだと思います。年間を通して同じ商品が流れることはまず無いので、今は高くなっていっています。

[別途配布資料に関する内容のため非公開]

○白石委員

10%ルールを見直しますかといった場合に、ほかにアイデアはないのですが、もう10%は10%かなという気がします。

○三屋委員

一桁になった時に決める。廃止ではなく、そこで再度検討だと思います。

○白石委員

そうですね。その時にもうちょっと中身を知りたいということです。

○三屋委員

その時に実態値、数字はまた出せるのですか。人数然り、工賃然り。

○賃金室長

調査項目を変えることは可能です。あとは回答いただけるかどうかです。

○三屋委員

その回答を集約して、それを見て判断ではないでしょうか。

○白石委員

廃止した時の影響が大きいと思ったら多分継続ということになると思いますし、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、我慢できる範囲なら廃止かなと思います。それは多分3年か6年後くらいになると思いますが。

今のところ、10%のルールに代わるルールについてはアイデアが無いです。

○労働基準部長

全体も減ってきているので、10%となると、例えば一桁でも10%を切らない場合が無きにしも非ず、という状況なので例えば10人とか20人とかもう少し低めの数字を設定して、それ以下になったら廃止の検討を行うというのでもいいのかなというのがあります。

○青木部会長

10%の分母は本省の示している100人ではなくて、その県の家内労働者全体の数字ということになりますので、今おっしゃったとおり、分母が減ってくれば一桁でも10%を超えるということがあります。ですから、絶対基準で線を引いておいたほうがよいというご意見もありうると思います。そのあたりで、限られた情報ではありますが他県の例を参照すると、10人か15人ぐらいになった時に検討するというのが香川県の規模などを考えると相場になるかもしれません。

○労働基準部長

今回も最低工賃適用者が 44 人と減っているにも関わらず全体の家内労働者がそれ以上に減っている影響で、割合が 12%で上がっているということもあります。全体の減少が大きいと、いつまでたっても検討に入れない、入るのが難しいというところであれば、絶対的な数値があるとありがたいかなと事務局は考えているところでございます。

それが 10 人なら妥当か、15 人なら妥当かという基準はないのですが。

検討に入るきっかけとして、ある程度の数字がないと、いつまでたっても検討にも入れないということを恐れております。他県では廃止をしたのが概ね 10 人から 20 人ということです。香川としてもそれぐらいの数字を置いておきたいというところでございます。

○村井委員

一点よろしいでしょうか。今回の件について、44 人ということですが、頭数で何人というのはわかるのでしょうか。

○労働基準部長

全体の数ということでしょうか。

○村井委員

頭数というのは、今回の 44 人について、例えば 1 人の方が A、B、C と複数社から受けているケースがあるはずですが、それは分母となる家内労働者数も同じですが、分子の最低工賃適用者も同じです。

1 人の方が複数社から委託されているケースが少なからずあるはずなので、そのあたりを正確に把握しようと思うとお名前を出してもらえないと思います。そこまでする必要があるかどうか議論しなければいけないと思っていました。

○白石委員

1 人が 5 社から受けていたら 5 人とカウントされてしまう。そうなる

ここから急に減らない可能性もある。

○三屋委員

5人が4社から仕事を受けていたら20人を切ることはないということですね。

○村井委員

狭い範囲なので、全体が減ることによって、1人あたりの携わる会社が増えていくはずですよ。ですから、正確には把握できないのではないかと考えています。

○棚次委員

今44人ですけど、例えば3年後に30人とかになれば、多分地元で内職さんが1人で何件か受けているので、実際は10数名しかいないというような状態だと思います。

○村井委員

以前から同じレベルでの調査をしていると思いますが、全体の人数が少なくなれば、その比率は高くなるかもしれません。

○棚次委員

家内労働者が減ってくると、各委託者が集中して同じ人に仕事を出すということになるかと思っています。1人で5社から受けていた人が例えば8社くらいになるという可能性もあるかと思っています。

○労働基準部長

パーセンテージでいうと、逆に増えてくるということもあり得るということでしょうか。

○棚次委員

増えることはあると思います。

○三屋委員

100社について調査するというわけではないので、お名前を調べられてはどうでしょうか。強制的に聞くというわけにはいかないのかもしれませんが。

○労働基準部長

そこまで協力が得られるかちょっと不安なところですが。本人が喜んで言ってくれる内容ではないと思いますので。

○青木部会長

おっしゃる通りですね。重複している可能性はあります。ただ、名寄せを調査で行うのはハードルが高いので、その辺も含みこんで我々が解釈しなければいけないのかなと思います。

○上田委員

お名前を聞かずに、ほかからも委託を受けているかどうかを調査の中で聞くことはできないのでしょうか。

直接家内労働者の人に聞くわけじゃないので、調査に入れるのは難しいのでしょうか。聞く相手が違うのでダメですかね。

○白石委員

発注する側に聞いているので。

○上田委員

そこまでは把握していないですかね。

○労働基準部長

ちょっと難しいかもしれないです。複数やっているという回答をもらっても2社だけかもしれないし5社なり6社なりっていうのもわからなくなりますし。もちろん名前を聞くことができれば可能かと思いますが、現在の調査ではちょっとプライバシー的な問題もあるかなというところです。

○西尾委員

難しいですね。

○労働基準部長

そういうことも含めると、やっぱりパーセンテージだけだとちょっともう難しいかなと思います。複数社から受けている人がいれば、例えば20人からもう減らないという可能性もあるのですが、そういう意味でも数字の基準としてある程度検討に入れる目安があったほうがいいかなと思います。

○青木部会長

いかがでしょうか。絶対数、人数でいえばこのぐらいがよいのではないかというようなご意見はございますか。あるいはもう少し様子を見て、まだ基準は作らないほうがいいというご意見もあるかもしれませんが。

○労働基準部長

もし次回、受領している工賃額の分布まで調査をするというのであれば、それを見てすぐに検討に入れる状況にはしたいなというところなので、できればもう1割というのはなくともいいかなというのを提案したいです。

○白石委員

この会議ではちょっと正直決めきれないかなと思います。

割合と絶対の頭数という2つルールがあったらいいかなとは思いますが、調査できるのかという問題はあるかと思います。

今日だけでは結論を出すのは、ちょっと無理ですが、例えば「新しい基準を検討・設定する」方向で、その準備のための意見交換会みたいなものを設置してもらえたら、それまでに我々も他県の経営者協会に聞いておきますし、その中に我々が参考にできるヒントがあるかもしれないので。

○三屋委員

どうやって結論を出すかという裏打ちする数字、実態値を見ないことには判断は難しい。

○白石委員

3年後に数字が出た場合、例えば9.8%ぐらいになった時に、じゃあ廃止となるかという、いろいろ調べないといけないことになると思うので、準備として何かしたほうが良いと思います。

○労働基準部長

3年後の調査の前に、一度、基準を変える場があったほうがよいということですか。

○賃金室長

これまでですと、3年計画になっておりますので、2年目となる調査前年に実施要領ですとか調査票を確定して、それを踏まえて翌年実態調査を実施し、改正、諮問見送り、廃止の検討をしております。

2年目に実態調査の実施要領や調査票に加えて基準や目安についてもあらかじめ決めようということですね。

○白石委員

3年経過すると、意見が変わりますし、メンバーも変わると思いますの



で、また一から出直しというのもどうかと思います。正式な会ではなくてもいいのですが、何かないのでしょうか。

○労働基準部長

どういったデータが取れるかというところも含めて、もう1回会議を開けるかどうかを検討します。ちょっと時間がかかるようなら2年目の調査項目を決める際に合わせて基準も見直すというところがあればよいかなというところで、検討させていただきます。

○青木部会長

ありがとうございます。この問題は社会のセーフティーネットの一つですから、慎重な議論をするという姿勢がとても大事だと思いますし、今ある情報だけではなかなか判断がつかないという委員の方々のご意見が多いように思いますので、さらなる調査をお願いしたいと思います。

○労働基準部長

そうしましたら、次の会議をどう開くか、どのようなデータを調べたらよいかということを含めましてちょっと内部で検討させていただき、それを基に今後の方向性を考えたいと思います。

○青木部会長

それでは、各委員よりそれぞれ貴重なご意見を頂戴しました。

また、事務局からも、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃について「改正諮問見送り」という提案もありました。

家内労働部会として、その提案を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の意思表示あり)

○青木部会長

それでは、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃について、「改正諮問見送り」ということにいたします。

報告文を作成しますので、15分休憩とします。14時40分から再開します。

(報告文(案)作成のため15分程度中断)

○青木部会長

それでは、時間になりましたので、再開いたします。事務局は報告文(案)を配付してください。

(事務局より各委員へ報告文(案)を配付)

○青木部会長

事務局は報告文(案)を読み上げてください。

○賃金指導官

報告文(案)を読み上げます。

案

令和7年1月27日

香川地方労働審議会 会長 青木宏之 殿

香川地方労働審議会家内労働部会 部会長 青木宏之

令和6年度家内労働部会の審議結果について(報告)

当家内労働部会は、第14次最低工賃新設・改正計画に基づき、「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」の見直しを審議するため、令和5年度に、当該最低工賃が適用される家内労働者の現状を把握するための実態調査の内容等について審議を行い、今年度は、当該実態調査の結果等を踏まえ、慎重に審議を行った。

今年度行われた実態調査の結果、当該最低工賃が適用される業

務を委託している委託者数は7業者、適用される家内労働者数は44人などの状態は確認されたが、当家内労働部会としては、今後の傾向を把握する必要があると考えており、3年後の状況を踏まえて、改めて、検討することとした。

また、香川労働局からは、当該最低工賃改正について、諮問見送りについての提案があり、当家内労働部会として、その提案を了承している。

本件審議に当たった家内労働部会の委員は、下記のとおりである。委員のお名前につきましては、読み上げを省略させていただきます。

以上でございます。

○青木部会長

はい、ありがとうございました。

これを家内労働部会報告としてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の意思表示あり)

○青木部会長

ありがとうございました。

それでは、これを次回の本審に、家内労働部会報告として提出いたします。

最後の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○賃金室長

私から一点だけ簡単に説明させていただきたいことがあります。

昨年11月1日からいわゆる「フリーランス法」が施行されております。

このフリーランス法と、家内労働法の適用関係について、少し説明させていただきます。

家内労働法とフリーランス法の重複する部分、家内労働手帳と工賃の支払いの部分につきましては、両方の法律に定めがあるのですが、家内労働法のほうがより厳しい内容となっておりますので、家内労働法の義務を満たせばフリーランス法の義務を満たすこととなります。

一方で同じく重複する部分でも、打ち切りの予告の部分については、家内労働法では努力義務となっているのに対しまして、フリーランス法では中途解約等の事前予告を義務としておりますので、こちらはフリーランス法の義務を満たせば家内労働法の努力義務を満たすということとなります。

その他、フリーランス法にのみ定めのある部分、特定業務委託事業者の順守事項として、募集情報の的確表示ですとか、育児介護等と業務との両立に対する配慮ですとかハラスメント対策にかかる対応につきましては新しくできたフリーランス法の条文が家内労働法の委託者にもかかってくるのでご留意いただければと思います。

フリーランス法を所掌しているのは香川労働局の雇用環境均等室になりますので、不明な点は同室までお問合せいただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○青木部会長

ありがとうございました。

世の中、製造業以外のところで独立自営業の方々、フリーランスの方々がどんどん広がって、新しい問題が起きているかと思えます。

それでは、これをもちまして家内労働部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——